

# 告 示

## 埼玉県告示第二百三十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十九年二月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

栃木県足利市大前町百五十八番地

株式会社大野

二 取消年月日

平成二十九年二月十五日